

その③ 参考： 一つの視点として

	介護保険サービス	障害者福祉サービス
補装具		<p>「既製品」 × その人の体の一部という考え方のもの。</p> <p>(例：電動車いす、義足、義眼、下肢装具、保護帽・・・)</p> <p>補装具ではないが、『盲導犬』『介助犬』『聴導犬』なども。</p>
訪問看護 訪問リハ	単位の中で利用可能	医療制度
自己負担	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯収入により1割～3割 (生保では自己負担なし) ●高額負担の場合 ⇒世帯収入の応じて、15000円～44400円上限で、『介護保険高額サービス費支給』による軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ●応能負担により0円～1割 ●負担軽減措置 ⇒世帯の所得に応じて0円～37200円の上限までの自己負担の上限 <p>※H30年改正により、介護保険サービスでも代替えがきくサービス利用の場合、移行時の負担軽減施策ができた。(償還) これを受けるには、条件はあり。</p>
認定調査の 場面で・・・ ①	認定調査(傾向として)出来ている方を重視	認定調査よりできない方・困難な方をとる。例えば、難病などで、日内変動がある方も、より動きが取れない場面や時間帯をとる。
認定調査の 場面で・・・ ②	<p>(視覚障害 69歳) 移動・移乗項目</p> <p>自宅内の移動に限る。外出時には自分だけでは移動・移乗ができなくても⇒「自立」</p>	<p>(視覚障害 69歳) 移動・移乗項目</p> <p>自宅で移動できても、自宅外では白杖・誘導や介助・情報提供を要する→「一部介助」</p> <p>仮に、車いす併用なら「全介助」</p>

<p>入所・・・</p>	<p>家族の負担も考える等、「入所」という選択も。</p>	<p>地域移行が基本。「入所」はごく限られた支援。</p> <p>*『人権』についての視点が強い。 *また入所しても終わりではない。</p> <p>「出る」支援も考える。</p>
<p>ホームヘルプ</p>	<p>訪問介護 (介護保険法8条②+施行規則5条)</p> <p>【生活援助 身体介護】</p> <p>居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事(居宅要介護者が単身の世帯に属するため、又は、その同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行う事が困難な家事であって、居宅要介護者の日常生活上必要なものとする。)、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の世話。</p>	<p>居宅介護 (総合支援法5条②+施行規則1条③)</p> <p>【家事援助 身体介護】</p> <p>居宅において入浴、排せつ、または食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助</p>
<p>長時間ホームヘルプ</p>	<p style="text-align: center;">/</p>	<p>重度訪問介護 重度包括支援</p>
<p>自立を支援するサービスイメージ・・・</p>	<p style="text-align: center;">/</p>	<p>就労移行支援・就労継続支援・地域移行支援 地域定着支援・自立生活援助 自立訓練(生活訓練/機能訓練) 同行援護・行動援護・・・等</p>
<p>グループホーム</p>	<p>認知症対応型 (民間、自費のものはこの限りではない)</p>	<p>知的・身体・精神・重症心身障害者・・・就労している方も 通所の方も。 (常時 医療ケアが必須な方も、限られてはいるがグループホームが存在する。)</p> <p>*民間、自費のものもある *一軒活用の物、アパート、マンション室・・・サテライト型のものも。)</p> <p>*基本は日中はどこかに通う事が条件 →「日中支援と夜間支援の組み合わせ」という考え方。 →新改正で、「日中支援型共同生活援助」創設も。</p>
<p>共生型</p>	<p>高齢者施設で、障害者の方受け入れ ⇔ 障害者施設で、高齢者を受け入れ</p> <p>対象：ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ</p>	

MEMO